

下水道受益者負担金等の改定のお知らせ

南砺市上下水道課

下水道受益者負担（分担）金を以下のとおり改定します。

◇対象地

主に平成 23 年度以降に新たに宅地を造成するなどして、下水道施設（下水道管渠公共マス）を整備し下水道が使用可能となった土地

※平成 23 年度までに既に賦課された土地や、市があらかじめ下水道整備を予定している土地は除きます。

◇面積単価

全地域、全事業 1 m²当り 730 円に統一します。（南砺市内統一単価）

居住用の土地で 700 m²を超える場合は、超える部分についてその 1/2 を対象面積とします。

【新旧比較表】

地域	現行単価等	新単価等
城端	公共下水道：480 円/m ² に 100,000 円/マスを加算 集落排水：1 戸当り 480,000 円	730 円/m ² 居住用の土地が、700 m ² を超える部分については 1/2 を対象面積とします。
平・上平・利賀	1 戸当り 200,000 円	
井波	580 円/m ²	
井口	260 円/m ² に 350,000 円/戸を加算	
福野	地区により 630～730 円/m ²	
福光	350 円/m ²	

※現行単価等には居住用の土地の対象面積の取扱いについては省略しています。

◇賦課年度

平成 24 年度以降（対象地となった翌年度に賦課となります。）

【計算例】居住用宅地面積が 900 m²の場合

$$\textcircled{1} \quad @730 \text{ 円/m}^2 \times 700 \text{ m}^2 = 511,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

$$\textcircled{2} \quad @730 \text{ 円/m}^2 \times 200 \text{ m}^2 \times 1/2 = 73,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{受益者負担（分担）金} \quad \textcircled{1} + \textcircled{2} = 584,000 \text{ 円}$$

今回の受益者負担（分担）金の統一は、下水道事業経営の一元化と使用料の統一がなされたこと、市の下水道整備事業が完了をむかえることなどから、今後新たに造成される宅地等については基準を統一し、不均衡をなくすことを目的としています。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。